

東京都市計画防災街区整備事業の決定（品川区決定）

都市計画戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業を次のように決定する。

決定：令和7年1月9日 品川区告示第14号

名 称		戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業			
面 積		約0.2ha			
公共施設の 配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考
		補助線街路	補助第29号線	幅員 約10m（約20m） 延長 約40m	新設 幅員は道路中心からの幅員、()は地区外を含めた幅員を示す。
		区画街路	特別区道 V-14号	幅員 約2m（約4m） 延長 約30m	既設 幅員は道路中心からの幅員、()は地区外を含めた幅員を示す。
特別区道 準幹線28号	幅員 約3m（約6m） 延長 約60m		既設 幅員は道路中心からの幅員、()は地区外を含めた幅員を示す。		
防災施設建築物の 整備に関する計画	構 造	高 さ	配 列	備 考	
	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造による耐火建築物とする。	7m以上	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路中心線又は境界から計画図に示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	
備 考		特定防災街区整備地区内			

「位置、施行区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

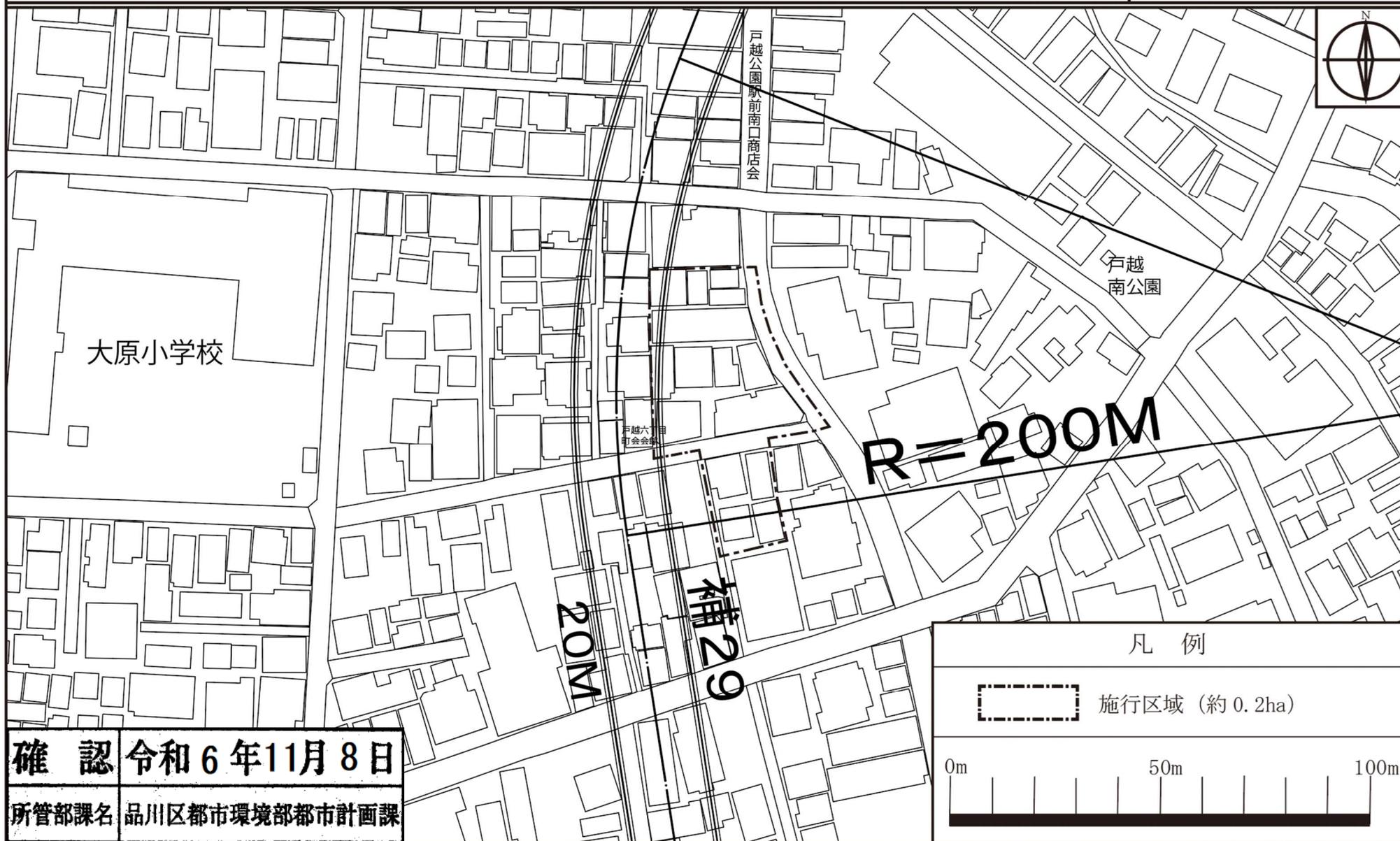
理 由： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。

東京都市計画防災街区整備事業
戸越六丁目 18・20 番東地区防災街区整備事業

位置図

[品川区決定]

縮尺：1:1,250



確認 令和6年11月8日

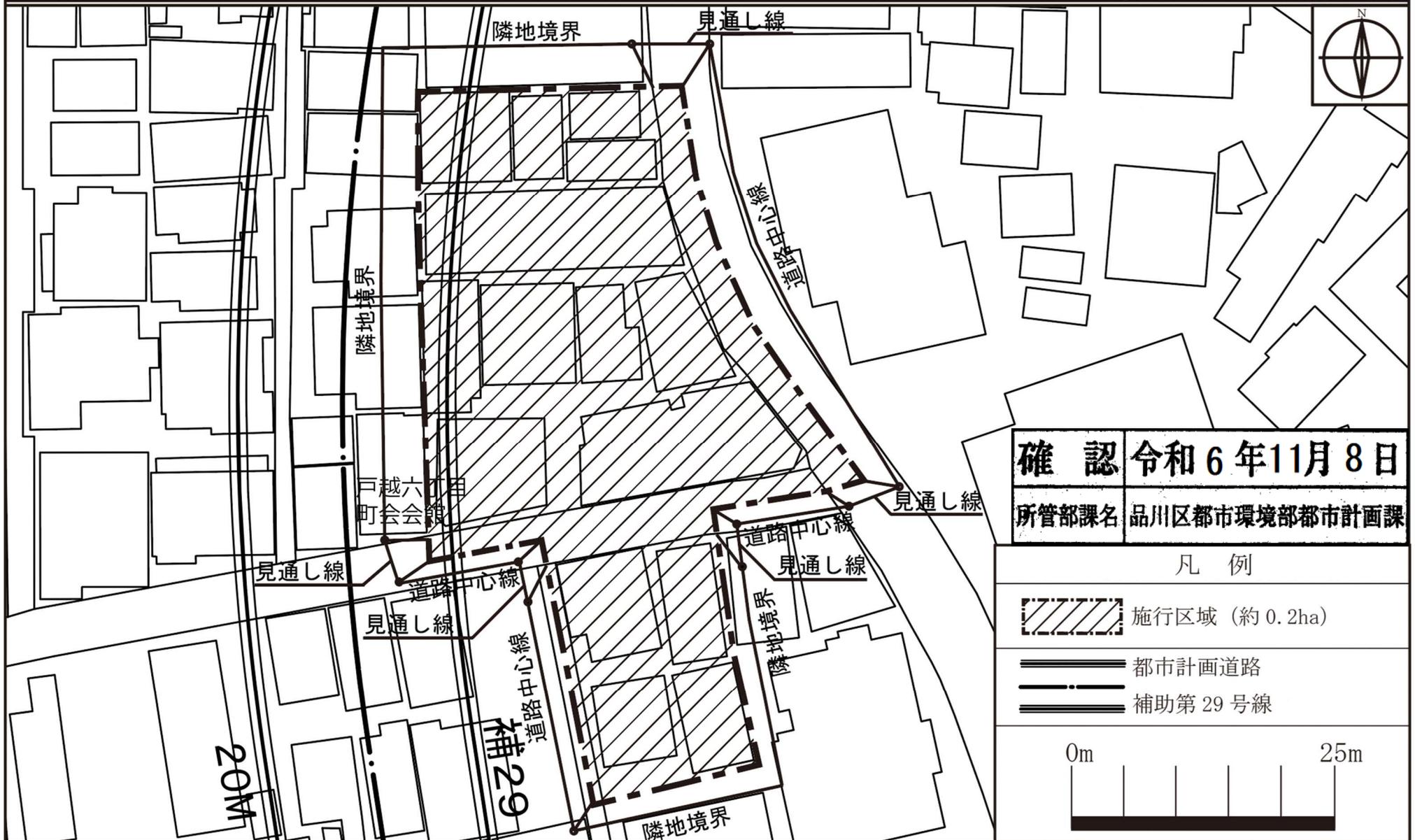
所管部課名 品川区都市環境部都市計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第06-K109-3号)、令和6年5月31日。
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 6都市基街都第48号、令和6年5月14日。

東京都市計画防災街区整備事業 計画図1 施行区域図
 戸越六丁目 18・20 番東地区防災街区整備事業

[品川区決定]

縮尺：1:500



確認	令和6年11月8日
所管部課名	品川区都市環境部都市計画課

- 凡 例
-  施行区域 (約 0.2ha)
 -  都市計画道路
 -  補助第29号線



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K109-3 号)、令和 6 年 5 月 31 日。
 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 6 都市基街都第 48 号、令和 6 年 5 月 14 日。

東京都市計画防災街区整備事業
(戸越六丁目 18・20 番東地区防災街区整備事業)

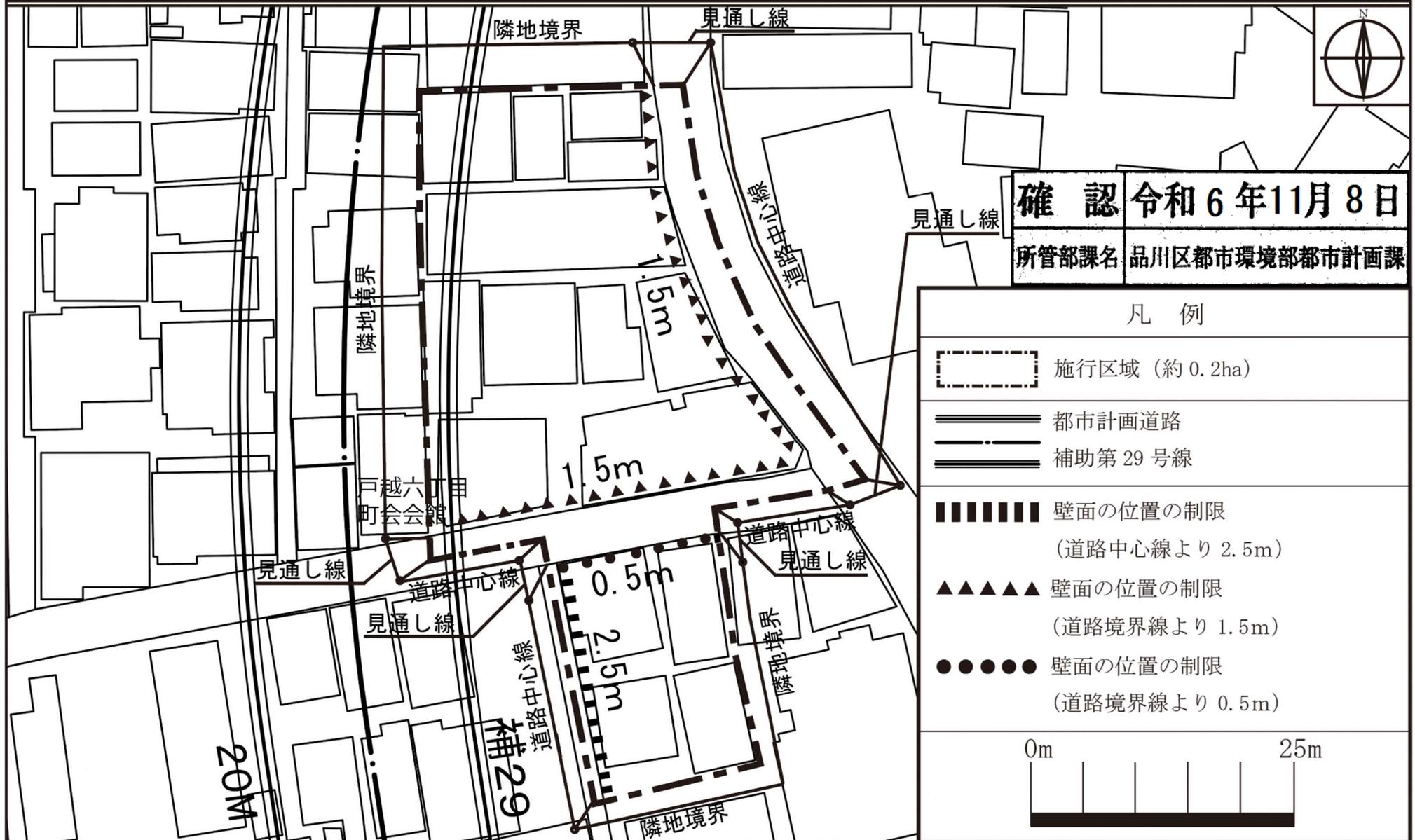
計画図 2 公共施設配置図

[品川区決定]

縮尺：1:500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K109-3 号)、令和 6 年 5 月 31 日。
ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 6 都市基街都第 48 号、令和 6 年 5 月 14 日。



確認 令和6年11月8日
 所管部課名 品川区都市環境部都市計画課

凡 例	
	施行区域 (約 0.2ha)
	都市計画道路
	補助第 29 号線
	壁面の位置の制限 (道路中心線より 2.5m)
	壁面の位置の制限 (道路境界線より 1.5m)
	壁面の位置の制限 (道路境界線より 0.5m)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K109-3 号)、令和 6 年 5 月 31 日。
 ただし、都市計画道路の計画線は、東京都知事の承認を受けて、都市計画道路の計画図より転記したものである。(承認番号) 6 都市基街都第 48 号、令和 6 年 5 月 14 日。